

会 議 録

1 会議の名称	総務常任委員会
2 日 時	令和 3年12月 8日 (水) 午前 9時30分 開会 午前 9時58分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出 席 者 (7人)	長嶋 一樹 今野 康敏 越水 崇史
	橋田 夏枝 小沼 富夫 大山 学
	八島 満雄
5 欠 席 者	なし
6 説 明 員	なし
7 傍 聴 者	2人
8 事 務 局	次長 主事
9 会議のてんまつ	別紙のとおり

議 題 陳情第15号 沖縄県の米軍新基地建設の海域埋立てのため、沖縄戦戦没者遺骨の混じった南部の土砂を使用しないよう国に意見書の提出を求める陳情

結 果 採 択

午前9時30分 開会

○委員長【長嶋一樹議員】 皆さん、おはようございます。ただいまから、総務常任委員会を開会いたします。

これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。会議は、配付してあります次第により進行いたします。

「陳情第15号、沖縄県の米軍新基地建設の海域埋立てのため、沖縄戦戦没者遺骨の混じった南部の土砂を使用しないよう国に意見書の提出を求める陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【大山学議員】 それでは、「陳情第15号、沖縄県の米軍新基地建設の海域埋立てのため、沖縄戦戦没者遺骨の混じった南部の土砂を使用しないよう国に意見書の提出を求める陳情」について、採択すべきものとの立場から意見を述べます。

沖縄戦は、昭和20年、米軍を主体とする連合軍の日本本土攻略のため、日本軍は、特別攻撃隊を主力とする航空攻撃により連合軍に大打撃を与え、有利な条件で講和を結ぼうという一撃講和を目指して、沖縄本島を主戦場に苛烈な戦闘が行われました。軍人のみならず、一般の住民が戦闘に巻き込まれ、貴い命を失いました。住民の犠牲者数は、戦死した兵士の数を大きく上回り、多くの幼い子どもたちも犠牲になりました。一般住民を含め約二十数万人と言われております。

戦後76年たった今でも、遺骨収集は続いており、2016年に施行された戦没者の遺骨収集の推進に関する法律では、その第3条にて「国は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的に策定し、及び確実に実施する責務を有する」と明示されています。戦場になった沖縄の方々の遺骨の混じった土砂を使わないようにとの趣旨は十分に理解できるものです。他方、国際政治に目を向けると、沖縄は、台湾有事と朝鮮半島有事という、2つの発火点に近い地理的位置から、戦略的にも軍事的にも非常に重要な場所に位置しており、辺野古基地の建設の重要性は増していると考えます。

以上を鑑みますと、基地建設に必要な土砂は、遺骨が多く含まれている沖縄南部の土砂を使うことなく、遺骨の混じっている可能性のない場所からの土砂を持つてくることにより対応が可能と考えます。

以上の理由により、本陳情の採択に賛成するものいたします。

最後に、本陳情において、唯一の地上戦との文言がありますが、北海道における占守島の戦い、樺太の戦い、また東京都の硫黄島の戦いなどの地上戦もあるため、平成22年に日本政府は、唯一の地上戦という認識が正確ではないと閣議決定していることを追加させていただきます。

以上です。

○委員【橋田夏枝議員】 それでは、私も、陳情第15号について、意見を述べさせていただきます。

76年前の太平洋戦争末期の沖縄地上戦では、多くの日本兵や民間人がお亡くなりになりました。残念ながら、第二次世界大戦前後は、伊勢原市になる前なので、本市で何名が犠牲になったのかは、正確な数値は残っておりませんが、沖縄戦犠牲者の中には、伊勢原市に深く縁やゆかりがある方も含まれていたのではないかと思います。

私事で大変恐縮ではございますが、私の父の兄、つまり私の伯父に当たる比々多村白根出身の勇次さんも、昭和20年5月13日、沖縄で戦死したと戸籍に記されており、現在も沖縄の地で永眠しております。父の親族からは、勇次さんが当時出征してから戦死するまでの様子を何度も聞いておりますが、戦後76年が過ぎ、当時の生々しい状況を語れる方も少なくなってきたのが実情です。

沖縄県で亡くなった犠牲者の遺骨を含む土砂を埋立工事に使わないよう求める意見書が全国の地方議会で可決されているという記事を、10月5日付の朝日新聞で目にいたしました。政府が米軍新基地建設を進めるに当たって、埋立用の土砂の採取地に沖縄本島南部を加えることは到底受け入れられないことです。戦没者の御遺族の心情を考えますと、遺骨の混じった土砂を新基地の建設に使うことは、犠牲者の尊厳を著しく傷つけ、再び犠牲になることを意味し、絶対に認めるわけにはいきません。今年に入り、多くの地方議会で遺骨土砂の埋立ての不使用を求める意見書が、国へ提出されており、多くの方がこの問題を自分事として捉え、地方から中央に声を発信していることは非常によい動きだと受け止めております。

よって、伊勢原市議会としても、沖縄南部の土砂を米軍新基地建設の埋立てに使わないよう国に意見書を提出し、政府に再考を求めるべきと考え、本陳情を採択する賛成意見といたします。

○委員【越水崇史議員】 それでは、陳情第15号に対する意見を述べさせていただきます。

第二次世界大戦において、日本国内様々な箇所で焼夷弾が雨のように落とされ、兵士のみならず、民間人も含め多くの命が失われました。沖縄県は激しい地上戦が行われた土地であることは、歴史に深く刻まれています。沖縄を訪れてみると、様々な場所に慰霊碑があり、花が手向けられており、その戦争の悲しみと失われた命の貴さを後世に伝えるべく、戦争遺構の展示がなされたり、公園が設置されたりしていたのを思い出します。

今回の陳情審査で、遺骨を収集し、我が国の遺族に引き渡すことを法律に定め、長きにわたり実施されていることも知ることができました。令和6年までは集中実施期間ということでした。自分自身もしばしばお墓参りに行きますが、そこは祖父や親族の遺骨が眠るお墓です。なぜそこに行くのか、改めて考えましたけれども、墓石があるからではなく、祖父の遺骨があり、そこに祖父がいると感じられるからだと考えたときに、遺族の心情に立って思いを馳せると、まだ戻らない親族のことを考えたときに、十分な調査はやはりしていただきたいものです。陳情には、基地建設のために使用しないようにと書かれておりますが、心情的には、基地建設に使用しないでというよりも、沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入しているであろう未調査の土砂は、あらゆる埋立てに使用しないでほしいなと考えます。実際の激戦地の土砂を使用せずとも、別の代替案も検討できないものかと考えます。

以上、述べた理由から、「陳情第15号、沖縄県の米軍新基地建設の海域埋立てのため、沖縄戦戦没者遺骨の混じった南部の土砂を使用しないよう国に意見書の提出を求める陳情」に関しては、採択とさせていただきます。ありがとうございました。

○委員【小沼富夫議員】 私からも、「沖縄県の米軍新基地建設の海域埋立てのため、沖縄戦戦没者遺骨の混じった南部の土砂を使用しないよう国に意見書の提出を求める陳情」について、採択の立場で意見を申し上げさせていただきます。

日本政府はこれまで、さきの大戦で貴い命を捧げられた戦没者の遺骨の収集は、国の責任において行ってまいりました。しかしながら、その遺骨の収集もまだまだ道半ばであり、今回の陳情書の陳情趣旨の中にありますように、今でも遺骨収集をボランティアの皆様が続けられている状況でもあります。

今回の陳情は、米軍新基地建設の反対のためのものではなく、道義的、また純粋な気持ちの中で、沖縄南部の土砂を使用しないようにというものであります。

よって、陳情第15号を採択いたしたいと存じます。

以上です。

○委員【今野康敏議員】 私からも、陳情第15号について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

現在、米軍普天間飛行場の名護市辺野古沿岸部への移設で、埋立てに、激戦地だった本島南部の土砂調達が計画されております。埋もれたままの軍民の遺骨が混入するおそれから、全国の地方議会では反対する意見書を可決する動きが広がっております。

その中でも地元沖縄県議会は、本年4月15日、臨時議会本会議で、沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂について、埋立てへの不使用を政府に求める意見書を全会一致で可決しました。この意見書は、沖縄本島南部地域に眠る戦没者の遺骨が混入する土砂を、あらゆる埋立事業に使用することを人道上許されないと強調し、また、戦没者遺骨収集推進法に基づく政府による遺骨収集事業の速やかな実施も求めております。戦没者には、沖縄県外出身の兵士6万5000人余りも含まれ

ていると言われております。沖縄戦で亡くなった人の遺族は全国におり、沖縄だけの問題ではないと改めて認識するところでございます。

以上のことから、陳情第15号について、賛成の意見といたします。

○委員長【長嶋一樹議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○委員長【長嶋一樹議員】 挙手全員。よって、本件は採択することに決定いたしました。

議 題 陳情第19号 別居、離婚における、親子が守られる環境整備を  
求める陳情

結 果 採 択

○委員長【長嶋一樹議員】 続きまして、「陳情第19号、別居、離婚における、親子が守られる環境整備を求める陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【越水崇史議員】 それでは、「陳情第19号、別居、離婚における、親子が守られる環境整備を求める陳情」に対する意見を賛成の立場で述べさせていただきます。

愛し合って結婚した夫婦でも、様々な理由があって離婚していく夫婦は3組に1組と陳情書にも書かれておりますように、近年非常に多くなってきているようにも思います。協議が整う前に、一方の親が同意なしで子どもを連れ去って、別居を開始するケースもないわけではありません。双方での協議がまとまらず、裁判所での調停をせざるを得ないケースもないわけでもない。改正された民法766条を改めて読みましたら、「父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子の面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない」と書かれています。僕はあまり離婚届をまじまじ見ることはなかったんですけども、そのためか、最近の離婚届には面会交流や養育費についての取決めがなされているかを記す欄ができておりました。確認欄にチェックを入れたからといって、何ら法的な拘束力を持つものでありませんけれども、協議もしないで離婚してしまう夫婦が後を絶たない状況から、離婚前に協議を促すための意味合いとしては一定の効果があるのかなと思いました。

調定での調書や離婚協議書に記載されたら、権利を獲得できたと感じる御夫婦も多くいるように感じています。しかしながら、調書に書かれたからといっても、実際のところ、面会の日程調整ができず、面会がかなわなかったり、養育費を渡すのと引換えに会わせるなどという話も耳にしないわけでもありません。面会に当たっては、離婚後も定期的に連絡を取り合える関係性であれば、特に心配することも少ないのですが、暴力から逃れ離婚する場合などもあったりしますので、双方の協議、調整を整えた上で面会を実行しなさいという現行の制度では、暴力を受けていた側からの連絡は事実上不可能で、連絡を受けなければならないということになると、その方にも相当なストレスを感じざるを得ないのかなと思うところもあります。

子どもの健やかな成長を願うにつれ、別居、離婚後も子どもの福祉に鑑みながら、両親からの愛情をたっぷり受けられる環境整備が整えられることは、愛情

欠乏の負のスパイラルを断ち切る観点ではよいように思われますが、離婚する際、子どもを監護している親が他方の親と面会させないことがあります。面会させない理由としては、相手からDVを受けたので怖い、子どもが会いたがらない、相手が不貞行為を行ったので許せないなどの様々なケースがあるようです。裁判所においては、試行的面会と言っていますが、試行的面会交流として、調査官を間に入れて面会の様子を観察して、面会交流の問題点や課題などを検討実施して、面会交流の妥当性を検討したり、監護している親の不安を取り除く活動もしてくれています。離婚後の子どもの利益を最優先にして、両親にも配慮された仕組みや制度も既に存在しています。さらに面会交流を法制化していくことで、利益を得る親がいる一方で、強いストレスを感じなければならない親も発生してしまうかと考えたときに、協議を調えた上で面会という原則を貫くならば、何らかの工夫、つまり環境整備が求められている時代が来ているのではないかと考えます。

以上、述べた理由から、陳情第19号に対しては採択とさせていただきます。

○委員【橋田夏枝議員】 私も、陳情書第19号について、意見を述べます。

男女雇用均等法から35年が経過した今日でも、男性は仕事、女性は家庭という固定観念から脱皮できておらず、我が国は、先進国の中でも異例の男女格差が大きい国と言われております。その根本原因として考えられるのは、家庭における性別役割を決める民法の単独親権制度の存在です。単独親権制度の下では、家庭イコール世帯であり、婚姻関係と親子関係が従属するため、離婚後、子どもは片親でしか支えられなくなっています。つまり、単独親権が親子分断やひとり親の貧困を生み出しているわけです。一方、共同親権によりつくり上げる家庭は、もともとの親子関係と親権が一致し、分担、協力して子どもを支え続けることができます。よって、離婚して婚姻関係がなくなった後でも、双方の親が子どもを支えることができ、母子家庭の貧困が解消され、子どもの人権が保障されやすくなります。

世界から見たとき、別居や離婚をする際の子どもの環境が当事者任せになっている日本の状況が異常に映り、勧告や批判までされております。2019年3月、国連・子どもの権利委員会から、児童の最善の利益、児童の意見の尊重、家庭環境において勧告を受けました。2020年7月、欧州議会本会議からは、子どもの権利が保障されていないとの勧告を受けました。

よって、陳情にある具体的な1項目から5項目の内容は妥当であり、これらを盛り込んだ意見書を当市議会が国に対して提出することは、民法の単独親権制度を共同親権制度に変えていく一つの原動力になります。また、養育費不払いは社会問題になっており、母子世帯の貧困問題にも直結していて、子どもの人権にも関わります。これらは、別居、離婚後も双方の親が子育てに責任を持ち、金銭面や精神面で子どもを支えるための法整備も今後取り組まなければならないと感じております。

以上の理由により、本陳情を採択すべきと考え、賛成意見といたします。

○委員【小沼富夫議員】 私からも、「陳情第19号、別居、離婚における、親子が守られる環境整備を求める陳情」について、採択の立場で意見を申し上げます。

現在、3組に1組が離婚する時代。別居、離婚における親子の問題が大変危惧されているところであります。離婚後に親が親権を失うと、子どもの養育に関われない、子どもの非親権者に会うことを制限されてしまうなど、社会問題となっております。日本は単独親権制度であり、世界でも数少ないことのようにあります。先進国のほとんどは共同親権を採用している状況であり、離婚しても、協力して子育てすることが、私も必要だと考えています。コロナ禍の中で、私たちは今、新しい生活様式を探求しています。この際、別居、離婚における、親子が守られる環境整備を国民全体で考えてみたいと存じます。

よって、陳情第19号を採択いたしたいと存じます。

以上です。

○委員【大山学議員】 それでは、私からも、陳情第19号について、採択すべきものとの立場から意見を述べます。

全国では、毎年約25万組の夫婦が離婚し、そのうち約14万組には未成年の子どもがいるようです。ところが、離婚後はどちらか一方の親だけが親権者となる単独親権制度を採用していることから、離婚時における子どもの奪い合いや、離婚、別居後に、子どもと同居している親が、子どもと別居している親との面会を拒み、子どもと別居の親の交流が絶たれてしまうという事例は少なくありません。また、片親のみの親権制度が、今、増加しつつある児童虐待の遠因になっているという指摘もあります。子どもとの面会交流を求め、全国の家庭裁判所に審判や調停を申し立てる件数は年々増加していると聞いております。

そこで、現行の離婚後の単独親権制度を、先進国で主流となっている共同親権制度に改めることによって、離婚後も双方の親が子どもを守っていくという意識の国民への浸透が図られ、面会交流の取決めを履行しない同居親が少なくなることが期待されます。一方で、虐待やDVを原因とする離婚、別居の場合にどのように対応するのか、あるいは、そもそも家族という私的な関係にどこまで司法が介入すべきかといった根本的な課題があることも指摘されています。しかし、子どもにとって最善の利益は何かという観点に立って考えれば、夫婦が離婚、別居後であっても、子どもが双方の親との面会交流を実現しやすくするための法整備が何より必要であると考えます。

よって、本陳情を採択することに賛成いたします。

以上です。

○委員【今野康敏議員】 私からも、陳情第19号について、採択に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

日本は、1989年に国連で採択された子どもの権利条約を1994年に批准しましたが、子どもの権利を総合的に保障する法律はありません。その後、虐待が大きな社会問題となり、2000年に児童虐待防止法が制定され、2004年

の法改正で初めて「児童虐待が児童の人権を著しく侵害し」と人権侵害に当たることが明記されました。2016年の改正児童福祉法で、初めて子どもは権利の主体であると記されました。

国連児童基金（ユニセフ）の子どもの幸福度に関する調査によりますと、先進国など38か国のうち、日本は身体的健康が1位なのに対し、精神的幸福度が37位で、生活満足度が下から2番目、自殺率が高いほうから12番目でした。社会的スキルも下から2番目です。生きづらさを感じている子どもが多いことが分かります。

繰り返しになりますが、日本が子どもの権利条約に批准した際に、政府は、現行法で子どもの権利は守られているとの立場を取り、国内法の整備を行っておりません。そのため、日本では現在、子どもに関わる個別法は存在しますが、あらゆる場面で子どもの権利を包括的に定めた子ども基本法が存在しません。そこで、憲法や子どもの権利条約と子どもの権利に関わる法律とをつなぐ基盤となる子ども基本法の制定が不可欠との声が大きくなってきております。子どもをめぐる問題を抜本的に解決し、養育、教育、保健、医療、福祉等の子どもの権利施策を幅広く、整合性を持って実施するためには、子どもの権利に関する国の基本方針、理念及び子どもの権利保障のための原理原則が定められる必要があると考えます。

本陳情にあります、離婚に伴う親子の環境を守るため、親や子どもたちの権利、利益を守るためにも、子ども基本法の制定の法整備をはじめとした環境整備の必要性を強く感じるところでございます。

以上のことから、本陳情を採択すべきと考えます。

○委員長【長嶋一樹議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○委員長【長嶋一樹議員】 挙手全員。よって、本件は採択することに決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【長嶋一樹議員】 御異議ありませんので、正副委員長で作成の上、本会議に報告いたします。

以上をもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前 9 時 5 8 分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

令和 3 年 1 2 月 8 日

総務常任委員会

委員長 長 嶋 一 樹